

湯ヶ島ゴルフ倶楽部&ホテルリゾート

ゴルフ場利用約款

(約款の適用範囲)

第1条 当ゴルフ場を利用される方は、メンバー・ビジターを問わず全員が当倶楽部本約款に従ってご利用いただきます。

(利用契約の成立)

第2条 当倶楽部利用者はプレー開始前にフロント受付において署名または登録を行ってください。これにより当ゴルフ場は署名・登録者が当**ゴルフ場利用約款**に合意したとして施設ご利用をお受け致します。但し、第3条所定の事由があると認められる場合、施設利用及び利用継続をお断りすることがあります。

(施設利用及び利用継続の拒絶)

第3条 当倶楽部は次の場合には施設利用並びに利用継続をお断りすることがあります。また、インターネット予約（楽天 GORA・GDO 等）から既にご予約を頂いた場合においても弊社より予約取り消しの通知を致します。

- (1) 満員のためスタート時間に余裕がない時
- (2) 天災等の止むを得ない事情によりゴルフ場をクローズした時
- (3) 利用者が公序良俗に反する行為をした時
- (4) 暴力行為、威嚇行為等をした時、及びその恐れがある時
- (5) ルール、マナー及び当倶楽部が定める服装規定その他のエチケットに反しまた警告を無視してスロープレーや危険な行為を改めない時
- (6) その他本約款に違反した場合及び当倶楽部の施設を利用することが好ましくない事由がある時
- (7) 暴力団、構成員又はそれらに属する者の利用

(施設利用及び利用継続の拒絶に対する免責)

第4条 当倶楽部は前条の施設利用及び利用継続の拒絶について、返金・損害賠償等の責任を負わないものとします。但し、天候・災害が原因でプレーの全部又は一部をする事が出来なかった時の取り扱いについて、当倶楽部において別途定めるものとします。

(危険防止責任とエチケット、マナーの厳守)

第5条 ゴルフプレー時において危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット並びにマナーを守り全て自己責任でプレーをして頂きます。

また、プレーヤー間において発生した打球事故その他の事故については、プレーヤー間において解決して頂くこととし、当倶楽部は一切責任を負いません。

(乗用カートの利用)

第6条 乗用カートの運転は自動車運転免許証の所有者となります。

お客様の過失によるカート事故につきましては、人身・物損の負担はお客様自身になります。

(金銭その他貴重品取扱い)

第7条 金銭及び貴重品のお取り扱いに関しては、ご本人自身で所定の貴重品ボックス又はフロントにお預けください。お預けいただかない場合、万一紛失等の事故が発生しても当倶楽部は一切責任を負いません。

(ロッカーの利用)

第8条 ロッカー利用時の鍵の管理は前条と同様に、利用者自身が責任を持って管理してください。ロッカー内の物品盗難等事故があっても当倶楽部は一切責任を負いません。また、ロッカーキー紛失時は鍵の制作代を請求させていただきます。

(危険防止責任とマナーの厳守)

第9条 ゴルフプレーは時により危険を伴いますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り同伴者のアドバイス如何にかかわらず自己責任でプレーをして下さい。

- (1) プレーヤーは打順を守り、みだりにティーグラウンドに立ち入らないこと
- (2) 素振りやティーマーク内の打席又は指定場所以外ではしないこと
- (3) 自己の飛距離を認識し自分で判断の上、前の組に打ち込まないこと
- (4) プレーヤーは同伴打者の前方に絶対出ないこと
- (5) 隣接ホールに打ち込んだ時は隣接ホールのプレーヤーに必ず合図すること

(退 避)

第10条 落雷及び自然災害の恐れがあると認められる場合、又はゴルフ場からそれらの恐れがあると通知された場合には直ちにプレーを中止し、退避場所又は安全と思われる場所に避難して下さい。

(責任の所在)

第11条 当倶楽部はゴルフ場利用者が第8条に反し、第三者に対して傷害等の事故を発生させた時、及び第9条に反して自ら傷害等の被害を被ったときは損害賠償等の責任は一切負いません。

(ゴルフクラブの確認)

第12条 プレーヤーがプレーを終了したときは、クラブ本数・ヘッドカバー等に間違いがないか確認し、所定用紙にサインをして下さい。

当倶楽部は所定用紙に確認のサインをせず、後日クラブ本数の不足、瑕疵等について申し出があっても一切責任を負いません。

(持ち込み禁止品)

第13条 下記品物の施設内への持ち込みを禁止します。

- (1) 発火物・爆発物
- (2) ペット等の動物
- (3) 悪臭を放つもの
- (4) 鉄砲刀剣類
- (5) 騒音を発するもの
- (6) その他、当倶楽部が危険と判断したもの

(禁止行為)

第14条 当倶楽部内で以下の行為を禁止します。

- (1) 賭博、その他風紀を乱す行為
- (2) 物品販売、宣伝広告等の行為
- (3) 利用者以外のコースの立ち入り
- (4) 入れ墨をしている人の入浴
- (5) その他不適當な行為

(違反した場合の責任)

第15条 利用者がこの利用約款に違反して第三者に損害を与えた場合、当倶楽部は損害賠償等の責任を一切負いません。

(施設に損害を与えた場合の責任)

第16条 利用者が故意または過失によって当倶楽部に損害を与えた時は、当倶楽部に対して、その損害を賠償して頂きます。

(付則)

この約款は令和3年11月1日から施行いたします。